

保稅業務檢査と最近の非違について (非違“0”に向けての内部監査)



平成31年4月

名古屋税関 監視部保稅檢査第1部門

本日の説明内容

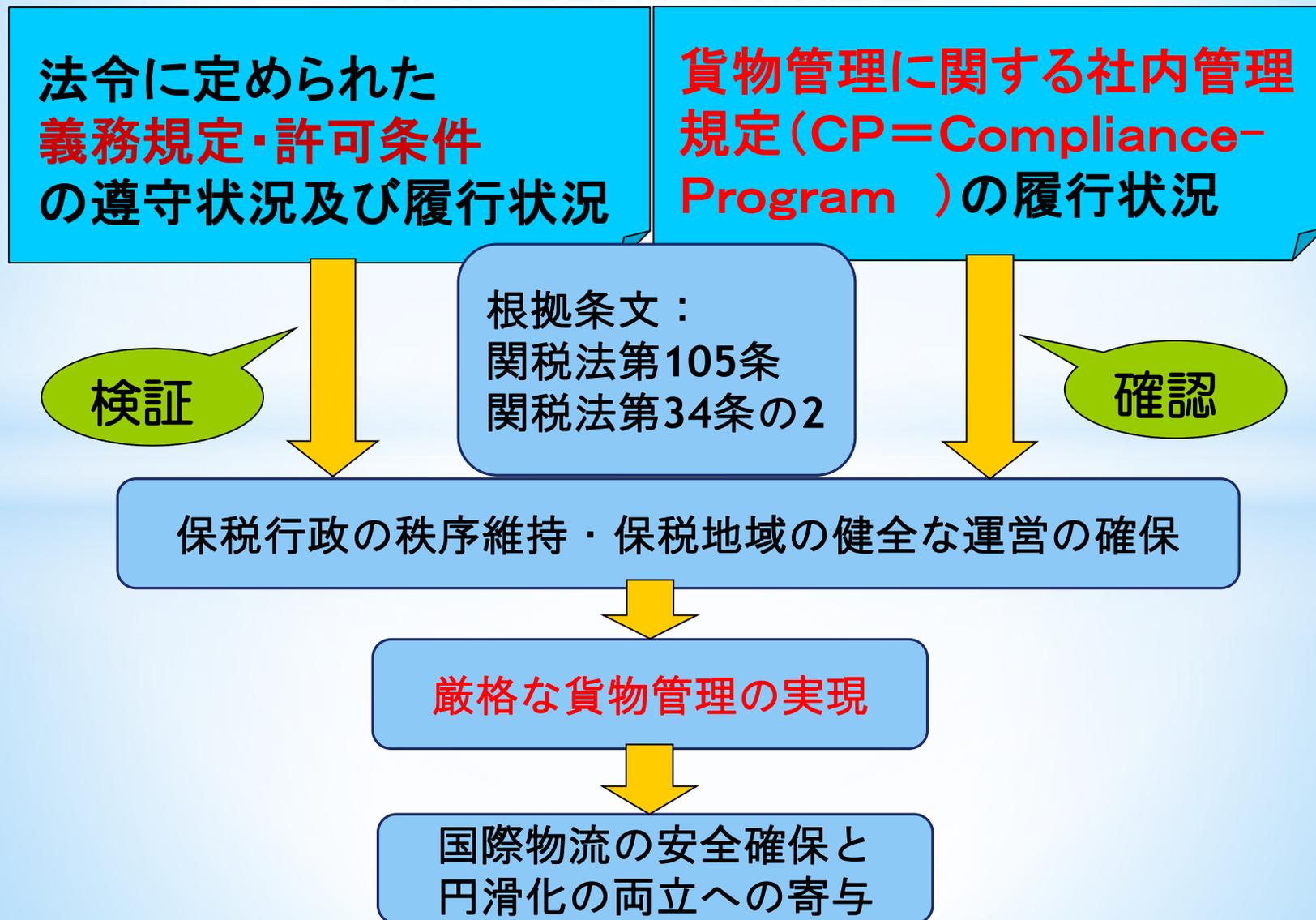


1. 保税業務検査の概要

2. 非違の概要

3. 内部監査

1. 保税業務検査の概要



1. 保税業務検査の概要

保税蔵置場における関連法令

- (1) 外国貨物を置く場所の制限（関税法第30条）
- (2) 見本の一時持出（関税法第32条）
- (3) 外国貨物の廃棄（関税法第34条）
- (4) 記帳義務（関税法第34条の2）
- (5) 貨物の取り扱い（関税法第40条）
- (6) 蔵入承認（関税法第43条の3第1項）
- (7) 貨物の収容能力の増減、工事等（関税法第44条第1項）
- (8) 貨物が亡失した場合の届出（関税法第45条第3項）
- (9) 休業又は廃業の届出（関税法第46条）

1.保稅業務検査の概要

保稅蔵置場の許可に付する条件

(関稅法施行令第35条第3項、関稅法基本通達42-11)

- (1) 蔵置貨物の種類の変更⇒あらかじめ税関長への届出
- (2) 名称・所在地・主要な従業者の変更⇒遅滞なく税関長への届出
- (3) 蔵置貨物に関する帳簿⇒2年間の保存
- (4) 許可の要件に該当した⇒届出 (関稅法第43条第3号から第7号)
- (5) 蔵入れ貨物のみ置く施設⇒あらかじめの蔵入れ承認
- (6) 内部監査人による評価・監査
⇒原則、毎年実施、その結果を税関に提出
- (7) 貨物の亡失、外国貨物の保全を図る措置を講じること。

1. 保税業務検査の概要

検査方法(具体的確認事項)

検査蔵置場等の事前把握事項

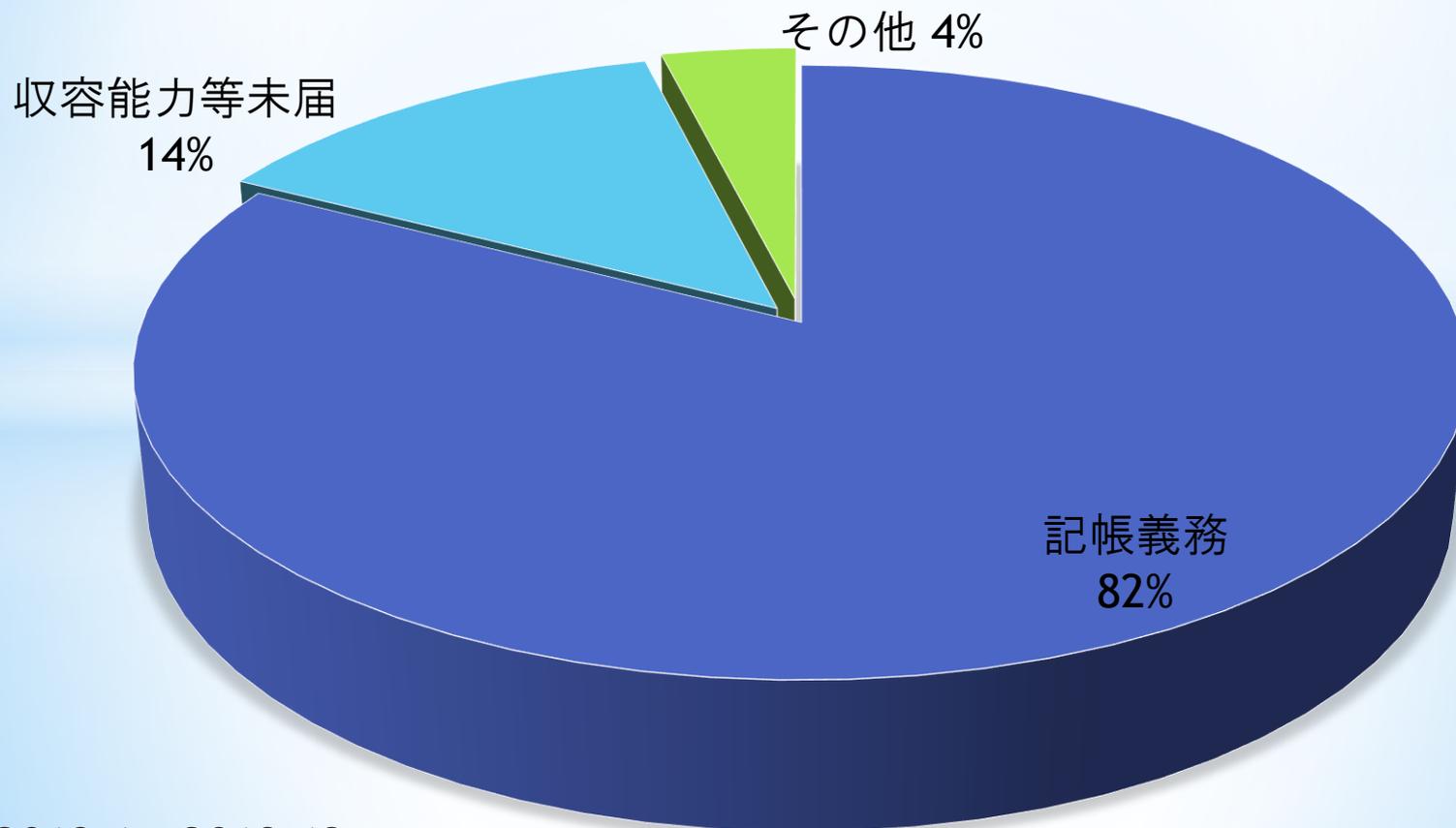
- ・ 過去の検査状況・提出済の書類の確認(各種許可・承認・届出等)
- ・ 同様の貨物を扱う蔵置場等との比較(見本の一時的持ち出し・貨物の取扱)
- ・ 提出済のCP等の確認

検査蔵置場等の現場検査で把握する事項

- ・ 貨物管理責任者・担当者等からの聞き取り調査
- ・ 保税台帳の記載事項等の確認
- ・ 長期在庫貨物等の在庫確認
- ・ 貨物管理状況の確認(区分蔵置・さし札等)
- ・ 蔵置場等の範囲・工事個所等の現場確認
- ・ 教育訓練・内部監査の実施状況確認

2. 非違の概要

全国税関における非違概要 ~非違の態様~



2018.1~2018.12

2. 非違の概要【非違の原因】

記帳義務違反（82%）

○NACCS 配信資料の取得漏れ等

- ・ 配信電文の収録・保存を担当者1人に任せ、確認を行っていなかった。
- ・ 外国貨物の搬出年月日、見本持出確認登録等の必要項目が入力されていない

○誤搬出による記帳義務違反

- ・ 輸出貨物等の積み間違いによるもの。
貨物仕分け、パレット積、輸出用ラベル貼等の際に発生
- ・ 輸入許可済貨物の数量等確認を怠ったため未許可貨物まで搬出。
荷主指示、上司、保税担当者指示の不徹底により発生
- ・ 滅却承認書の確認を怠り未承認貨物を搬出。
自社システムへの入力ミスにより発生

届出漏れ（増減坪届・工事届）（14%）

- 保税蔵置場内で工事を行ったが面積に変更がなかったため届出をしなかった。
- 保税蔵置場の一部につき賃貸契約を結び他社に貸し付けていた。
 - ・ 届出担当者の認識不足、担当が決まっていない事により発生

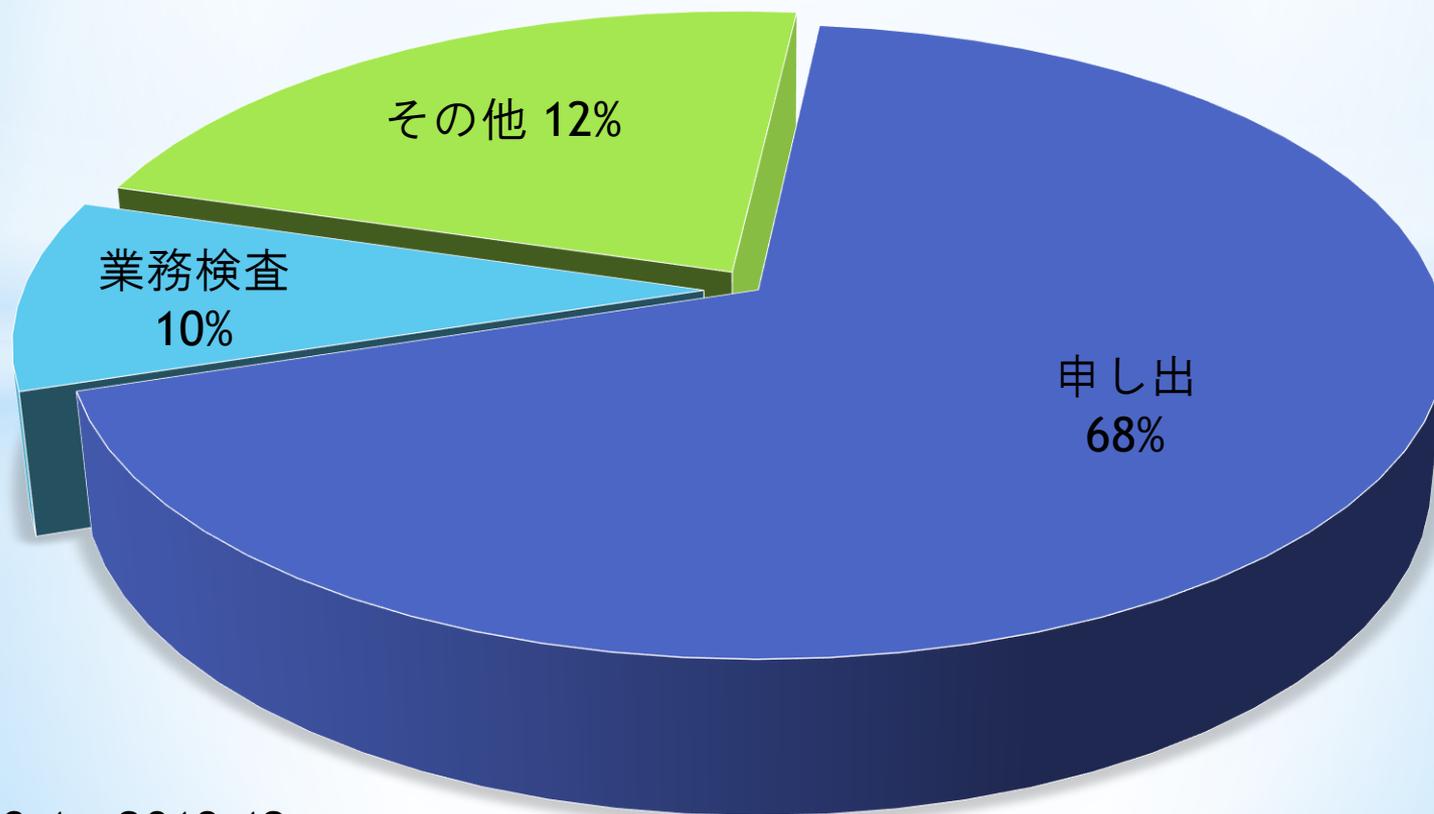
その他（4%）

- 何ら税関の許可を受けることなく保税地域外に外国貨物を蔵置
 - ・ 担当者の保税エリア認識不足、現場作業員への指示の不徹底により発生

2. 非違の概要

全国税関における非違概要

～非違の発見端緒～



2018.1～2018.12

3.内部監査【一般的な監査内容と留意点】

貨物管理手続体制（搬出入管理状況）



搬出入した貨物の実態と提出された書類の内容は一致しているか？

- ・ 関係書類と貨物との対査確認 *必要な関係書類・見方を理解しているか？

搬出入した貨物の実態に即した適正な記帳が行われているか？

- ・ 保税台帳への記帳、NACCS登録時期は手順書に沿っているか？

搬出につき必要とされる許可・承認書等を確認しないで搬出した事例はないか？

CPと実際の搬出入手続とは一致しているか？

許可・承認書等を確認せず、荷主からのオーダーや社内伝票のみで搬出した事例が多発しているので要注意！

- ・ 決められた担当者により業務が行われているか？ ・ 責任者によるチェックはされているか？

CPと実際の搬出入手続を一致させるためにどのような措置を講じているか？また、当該措置は効果的であるか？

- ・ 担当者へCP内容と実務との差異がないかどうか確認する。
- ・ 差異が生じている場合、CPの変更を含め実効性の高い手順を検討する。

3.内部監査【一般的な監査内容と留意点】

在庫管理状況

帳簿上の在庫数量と実際の在庫数量が一致しているか？

- ・ 貨物在庫状況照会（IWS）による在庫と現物が一致しているか？

長期蔵置貨物について管理等が適正に行われているか？

- ・ 長期蔵置貨物の意味、手続き方法は理解されているか？

CPと実際の在庫管理手続が一致しているか？

- ・ 決められた担当者により業務が行われているか？
- ・ 責任者によるチェックはされているか？

CPと実際の在庫管理手続を一致させるためにどのような措置を講じているか？また、当該措置は効果的であるか？

- ・ 棚卸の実施状況、結果の確認。
- ・ 担当者へCP内容と実務との差異がないかどうか確認する。
- ・ 差異が生じている場合、CPの変更を含め実効性の高い手順を検討する。



3.内部監査【一般的な監査内容と留意点】

蔵置管理体制等

保税地域以外の場所に貨物が蔵置されていないか？

- ・ 担当者が保税地域のエリアを認識しているか？
- ・ 保税地域のエリアが明確にわかる措置（表示・線引き）等がとられているか？

貨物が適正に区分蔵置されているか。貨物のはい付、さし札等が的確に励行されているか？

- ・ 輸出貨物と輸入貨物は区分して蔵置されているか？

CPと実際の蔵置管理手続が一致しているか？

CPと実際の蔵置管理手続を一致させるためにどのような措置を講じているか？また、当該措置は効果的であるか？

CPに基づき外国貨物の亡失等を防止し、適正な保全を図るためにどのような措置を講じているか？また、当該措置は効果的であるか？（施設面、人的側面それぞれの観点を総合して判断又は記載すること）

- ・ 機械警備等、施設全体のセキュリティ対策の確認

3.内部監査【一般的な監査内容と留意点】

記帳管理状況



帳簿に必要事項が記載されているか？

- ・ 関税法施行令第29条の2に規定されている記帳項目が記載されているか？
《NACCS民間管理資料による保税台帳の場合》
- ・ 配信データの取得漏れ防止策は？
- ・ 取得した配信データを責任者が定期的に確認しているか？
- ・ 搬出・搬入登録等、NACCSに的確に登録されているか？

輸入許可書等又はその写しが整理保存されているか？

CPと記帳手続が一致しているか？

CPと記帳手続を一致させるためにどのような措置を講じているか？また、当該措置は効果的であるか？



ダブルチェック 下図は配信データ受信管理簿です

日付	受信者	確認者	日付	受信者	件数	確認者
7/12	印	印	7/12	印	15	印

どちらもダブルチェック可能ですが・・・

- ・ 左図では受信者の印しか確認できない
- ・ 右図で受信件数を入れると間違いなく受信していることも確認できる。
- ・ 件数は確認者が記載することにする・・・

3.内部監査【一般的な監査内容と留意点】

その他のCPの遵守状況

通報体制の履行状況は適正に行われているか？

- ・ 税関等との連絡手順及び連絡体制の更新は適切に行われているか？
- ・ 責任者不在時の対応マニュアルが整備されているか？

従業員（下請事業者を含む。）に対する社内研修は十分に実施されているか？また、その結果は責任者に報告されているか？

- ・ 社内研修の開催結果を記録として保存しているか？
- ・ 部外研修等への参加記録を残しているか？また、その内容が社内で共有されているか？
- ・ 関係法令等の改正に伴い、業務手順書は遅滞なく改定されているか？



社内監査制度等を設け、適正に社内監査等が行なわれているか？また、その結果は責任者に報告し、税関に提出されているか？

- ・ 定例ミーティング等の機会を利用し、期を逸することなく周知徹底されているか？

社内研修や、内部監査の結果を受け、どのような措置を講じているか？また、当該措置は効果的であるか？

3.内部監査【一般的な監査内容と留意点】

その他のCPの遵守状況

連絡ミス等による誤搬出や誤記帳の発生が多発しています！

貨物の入在庫・保管等について社内部門間の相互牽制・責任体制は十分か？

- ・ 通関担当と保税担当者間の連絡体制は？ 保税担当者と現場作業員との連絡体制は？
- ・ 社内システムへの入力者と保税担当者等との連絡体制は？ またチェック体制は？



指導・指摘事項が社内全般に波及し、遵守されているか？

- ・ 定例ミーティング等の機会を利用し、期を逸することなく周知徹底されているか？

その他のCP記載項目を遵守するためのどのような措置を講じているか？また、当該措置は効果的であるか？

貨物の取扱い等が許可の内容どおり適正に行われているか？

- ・ 外国貨物の取扱い等は、担当者自ら行うか、又は立ち会っているか？
- ・ 取扱いに際し貨物の異常を確認した場合、速やかに責任者・税関に報告しているか？

3.内部監査【一般的な監査内容と留意点】

その他のCPの遵守状況

問題となる業務委託はないか？

- ・ 貨物の受委託契約が被許可者によって締結されているか？
- ・ 主要な従業者が委託業務についても実質的に関与し、その責任を全うできる体制にあるか？
- ・ 委託業務の範囲、責任等を明確に定めた委託契約を締結しているか？
- ・ 業務委託先の業務遂行能力、組織に問題がないか？

税関業務担当者が必要とする法令等の知識及び記帳能力は十分か？

- ・ 各保税担当者等に役割に見合った知識を持たせるための研修を行っているか？
- ・ 関税六法、基本通達等必要な執務参考図書等が整備され有効に活用されているか？
- ・ 業務手順書が整備され、有効に活用されているか？



自社システム

- ・ 自社システムとNACCSを併用 自社システムへの搬出登録は行ったがNACCS登録を失念
- ・ 自社システムへ、外国貨物、内国貨物の区分入力間違い
等自社システムの運用に起因する非違が多くなってきています。



- ・ 自社システムの運用手順書とCPによる手順に齟齬はないか？
- ・ 自社システム入力事項のチェック体制は整っているか？

3.内部監査【内部監査で期待される効果】



非違等の防止

保稅非違が発生する原因として、CPの遵守が徹底されていないことが挙げられます。保稅非違が発生する前に、内部監査で改善点を見つけ、改善に取り組むことが非違等の発生を未然に防止することにつながります。

非違等の早期発見

万が一内部監査で非違があった事実が発覚した場合、自ら税関にその事実を申し出ること、税関が保稅業務検査等で非違があった事実を発見した場合と比べて、処分の基準となる「処分点数」が軽くなる（合計点数から1/2の減算）場合があります。また、早期の発見により改善策が講じやすくなるほか、改善策を速やかに実行することで、処分の基準となる「処分点数」がさらに軽くなる（合計点数から10点の減算）場合があります。

内部監査の結果、十分にCPを遵守できていない、または改善の余地があるような事実が発覚した場合は、

- CP（手順書等を含む。）の見直し
- 具体的な改善策の構築

についてご検討いただき、速やかに改善に取り組んでいただくようお願いします。

ご清聴ありがとうございました！



END